

「ニンテンドーDSに係る技術的制限手段」不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する技術的制限手段

①技術的制限手段の施されている機器の名称・型番

「ニンテンドーDS」 本体型番：NTR-001（2004年12月発売開始）



※ 本輸入差止申立書及び関税法第69条の13第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請書において、「ニンテンドーDS」を「DS本体」、DS本体に装着して使用されるゲームカードを「DSカード」、両者を併せて「申請者商品」という。

※ 上記写真はあくまで一例。DS本体には色違いのものが数種類あり、DSカードにも多数のゲームソフトが存在する。

②技術的制限手段の態様

不正競争防止法第2条第7項を分節すると以下の通りである。

「技術的制限手段」とは、

- i) 電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であって、
- ii) 視聴等機器（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。）が特定の反応をする信号を
- iii) 映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるもの。

ここで、申立人が主張する不正競争防止法2条7項の技術的制限手段は、下記のとおりである。

- i) 電磁的方法によりプログラムの実行を制限する手段であって、
- ii) 視聴等機器（プログラムの実行のために用いられる機器であるDS本体）が特定の反応をする信号を
- iii) プログラムとともに記録媒体であるDSカードに記録する方式によるもの。